工事請負契約書

　１．工事番号・名称　　第１８－７９６２０－０００２号

　　　　　　　　　　　　平商業高校キュービクル更新工事

　２．

　　　　　　　　　　　　着　工　　平成　　　年　　　月　　　日

　３．工 期

 　　 完　成 平成　　　年　　　月　　　日

　４．工事請負代金の額　　　　　金　　　　　　　　　　　　　　円　也

　　　うち取引に係る消費税及び地方消費税の額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　円　也

　５．

　　上記の工事について、発注者　福島県　と受注者　　　　　　　　　　は、福島

県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条

項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

　保有する。

平成　　　年　　　月　　　日

　　　　　　　　　　　　　　　発注者

　　　　　　　　　　　　　　　受注者

特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成１２年法律第１０４号)第９条第１項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をする施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

特約条項

第１　受注者は、約款第４条第１項に規定する契約の保証を付すことを要しない。ただし、請負代金額の変更により変更後の請負代金額が５００万円以上となった場合は、この限りではない。

第２　約款第３７条第１項ただし書きの表中、請負代金額２，０００万円以上の場合、発注者と受注者が協議して定める回数は３回（中間前金払をする場合は２回）とする。

第３　約款第３４条第１項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、同条第３項中「１，０００万円以上で、かつ、工期が１００日以上」とあるのは「３００万円以上」と、同条第６項中「１０分の４」とあるのは「１０分の５」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と、同条第７項及び同条第８項中「１０分の５」とあるのは「１０分の６」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の７」と読み替えて、規定を準用する。

第４　約款第４条第２項及び第４項中の「１０分の１」とあるのは、「１０分の３」と読み替える。

２　約款第３４条第１項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と読み替え、同条第６項中の「１０分の４」とあるのは「１０分の２」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第７項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替え、同条第８項中の「１０分の５」とあるのは「１０分の３」と、「１０分の６」とあるのは「１０分の４」とそれぞれ読み替える。

３　この工事においては、建設業法第２６条第１項又は第２項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の資格を有する者２名を配置すること。

　　　なお、当該工事が建設業法第２６条第３項の規定に基づき主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、２名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第２７条第２項の適用は認めない。)

第５　受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第１０条第２項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。